

議員提出議案第5号

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時
特例に関する条例案

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例
に関する条例を、次のように制定する。

平成27年12月7日提出

守口市議会議員 竹 嶋 修 一 郎
同 甲 斐 礼 子

記

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬については、守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年守口市条例第10号）別表中

「

議会議長	月額	702,000円
議会副議長		666,000円
議会議員		612,000円

」

とあるのは、

「

議会議長	月額	491,400円
議会副議長		466,200円
議会議員		428,400円

」

とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、平成31年4月30日限り、その効力を失う。